

フランス民事訴訟法について（11・7・16）

若林 安雄（昭19・文丙）

第一部 日本におけるフランス民事訴訟法の影響について

仏民事訴訟法（民事執行法を含む）についてお話しますが、民事訴訟法は訴訟手続であり、その理論は、専門家でない方には理解困難でしょう。民事訴訟法の指導原則については、後でお話しますが、仏国から移入された民法法等を中心にお話いたします。

多くの方は、法律は独法だと考えておられる方が多いと思いますが、そうでないことがわかります。英米法は判例法ですから、導入は困難です。先ず、明治二年政府は箕作麟祥に仏国刑法の翻訳を命じた。ついで、司法卿江藤新平が明治四年ナポレオンの五法典と仏憲法の法典の翻訳を命じた。それが六法の名になる。翻訳は日本人の手に負えないと考え、明治六年パリ大学からローマ法研究者を招聘した。招聘されたボワソナードは、刑事法典・治罪法典の編纂に従事し、明治十年に公布された。その頃パリ大学のボワソナル教授の民

事訴訟法講義が日本人により翻訳されている。その後、民法草案がボワソナードにより明治二十年出されるが、仏法典、欧州諸国の法典を参考にされた。この草案は英法学者から「民法出でて忠孝滅ぶ」とのスローガンが出され、その後、日本人学者により草案が作成され、明治民法（明治二十三年十月七日）となる。ボワソナードの草案の方が日本の旧習を採用していたと言われている。明治民法は独法を採用したと言われたが、近年仏法と独法の半々であるとされている。昭和五十年頃、証明責任の研究が盛んとなったが、ボワソナードの草案が盛んに研究されたことを覚えています。民法の原点に帰ることの必要性を考えられたのではないかと思います。

ボワソナードの意見を入れたとおもわれる、裁判制度は仏国のものです。大審院・控訴院・地方裁判所・区裁判所が置かれたが、仏国は二審制で、破毀院は特別救済制度であったが、日本は三審制を採った（明治二十三年二月十日）。仏には特別裁判所があったが、日本の社会の未発達もあり、採用されなかった。労働裁判所は「正直者の親方」裁判所と言われ、中世以後に親方と徒弟の間の紛争を解決してきた。現在も労働裁判所として、労使双方から各二名の裁判官により裁判がなされ、判決が二対二となるときは、小審（区）裁判官が決めることになる。日本では、長年かかって労働審判所が設けられたが、労使委員の働きが弱いように思われる。商事裁判所・農地賃貸借同数裁判所・社会保障裁判所が

存在する。各層の人々が参加し、裁判制度が身近なものになっている。中世に、高等法院を数箇所もつ裁判制度をもっていた。

日本と仏国との法意識の調査が行われたことがある。仏国は日本の十倍の訴訟があるとされている。日本では、江戸時代には、訴訟を提起しようと思えば、先ず五人組みに話し、次ぎに庄屋に話し、いづれも止めるように求められ、代言人である宿の主人を通じて代官に申立てると、取り下げないと投獄すると脅かされたこと等と切り離せないでなからうかと思われる。国民に裁判というものの正しい認識が求められる。

民事訴訟法は独国の第一次草案を日本は採用した。仏国の民事訴訟法は一六六七年の勅令の焼直しと言われ、評判がよくなかったからだと思われる。独国は民事執行法について、国の民事執行法はなく、州法に任せただので、仏国の民事執行法を採用した（かつて民事訴訟法は民事訴訟法編と民事執行法編があった）。

残念なことに、競売の制度が不完全であった。動産については差押さえ動産保管場所がなく、競売所もなく、債務者に保管を任せただけになり、債務者がそれを違法に売却することが起こった。債務者の自宅で競売するため、道具屋と称する不正な買取人が発生し、債権者に買い戻して利益を得た。手続は入札・せり売等に改正された。不動産については、債務者の不動産を競売したとき落札者に譲渡することにより、不動産の権利に隠れた不当

な権利によつて害される危険が生じ、一般人の入札が難しくなり、黒幕が生まれた。昭和五十四年の改正が黒幕の排除を一目的としたが、黒幕を排除すると競売が成り立たなくなつた。競売の約半数は黒幕が入札している状態であるようである。

執行法上問題となる差押さへの効力について、優先主義（独法）と平等主義（仏法）の問題があり、昭和五十四年の改正時に、日本の学界は優先主義に固まっていたが、バウア教授（独国）の平等主義の方が勝れているとの説が民訴法学会誌に掲載されるや、優先主義を採用せず、差押さへの権利に債務名義を必要とする制度を採用して、平等主義を維持した。

執行吏の制度が仏法から導入されたが、地方の執行吏は収入が少ないため金銭上の問題が多く、前出の改正時に、執行吏の名を執行官とし、書記官を当てた。仏国では、文書の送達に適するように編成しナポレオン法典時と同じく、裁判上の送達をしている。また、公証人も仏国ではローマ時代よりの誇りを有しているが、日本では、司法官僚の退職後の就職先となっている。

仏国は戦後においても民事訴訟法の改正に努め、抵抗が弱い裁判所から改正を進めてきた。一九七一年からぼつぼつデクレとして改正民事訴訟法が発表された。元独人のムツルスキー教授の指導によるものであった。改正委員会もあつたが無視して法務省の主導の下に改正が進められた。法律でなくデクレ（省令）の形で出された。米法も民事訴訟規則の

形で公布されている。改正が政争の具にならないようにしている。適時の改正に道を開いた。最後に、仏民法については部分的研究がりましたが、新法典が出て、法務省のお勧めで後記の注釈書を四人で出し、小職は仏法の研究に専心しました。それでは新法の基本に触れます。

第二部 仏新民事訴訟典の「巻頭規定」

改正仏新民事訴訟法典は、巻頭に指導原則を挙げており、それを重点的に紹介することで民事訴訟法の基本を理解することができると思えます。資料の「第一編 巻頭規定 第一章 訴訟の指導原則」を見てください。見なれない用語が並んでおりますが、お許し下さい。

第一編 巻頭規定

第一章 訴訟の指導原則

第一節 訴訟手続

第一条 法律が別に規定する場合を除き、当事者のみが訴訟手続を開始する。当事者はそれが判決の効果により、又は法律によつて消滅する前に終結する自由をもつ。

注、一、日本の処分権主義と同じである。一、但し、前段の、裁判官の職権による場

合、後見裁判官・児童裁判官が職務上行使する場合は除く。三、訴訟の終了は判決によるのが通常であるが、死亡（三八四条）、滅効（三八六条）、召喚状の失効（四〇六条）により消滅する。当事者の権限により消滅する場合、a 訴訟の取下げ（三八五条・三九四条以下）と訴権の取下げ（三八四条）＝日本の請求の放棄、b 認諾（三八四条、四〇八条以下）は、請求の認諾と判決に対する認諾（日本の上訴権の放棄）に分けられる。c 和解は仏民法二〇四四条の和解である。当事者の合意による訴訟の停止の制度は裁判官に手続推進の権限が与えられたが故に認められない。

第二条 当事者は、自己に課せられた負担の下に訴訟手続を進行させる。当事者は、定められた方式及び期間にしたがって訴訟（行為）文書を作成・提出する義務を負う。

注、仏国では、従来裁判官は受動的な役割しか認められていなかった。今回の改正により当事者の訴訟進行は裁判官の指導の下に行われることになる。訴訟行為＝訴訟文書である。仏語は柔軟語であり、同時に両方の意味をもつ。

第三条 裁判官は訴訟手続の正しい進行を監督する。裁判官は、期間を定め、また、必要な処分を命じる権限をもつ。

注、裁判官が訴訟で指導的役割を果たすことを明記した。従来の受動的機械の考え方を根本的に改正した。一八〇八年以降の改正デクレ等は十分に機能しなかった。

第二節 訴訟の対象

本節は訴訟の対象に関する原則を定める。第四条一項は訴訟対象を形式的に定義し、二項は訴訟対象の不変性の原則とその例外を定める。第五条は訴訟対象についての裁判官の職務を定める。

第四条 訴訟の対象は、当事者の相互の申立によって定められる。

この申立は、訴訟開始文書及び答弁書により確定される。ただし、訴訟対象は、充分なつながりによって、元の申立に関連する付帯請求により変更されることができる。

注、一、単純に言えば、原告の申立と被告の異議又は反訴申立により訴訟対象が成立するが、訴訟の対象となる被告の申立、訴訟参加人の申立等も考慮される。二、訴訟の対象・範囲については、①既判事項の権威（確定力を持つ）の範囲、②事件係属の抗弁、③訴訟の範囲の変更は当事者にとって不可能、④裁判官が裁判することができる範囲、⑤時効中断の問題、に関連する。三、請求の目的は裁判官に請求されている範囲であるとか、主張されている権利又は利益であるとか、具体的な権利の承認又は状態の設定であるとか、されている。四、請求の原因Ⅱ請求の法的理由であるとするが、①請求の原因は請求を理由付ける法的原則又は法的規範であるとする説、②請求の原因は法的に性質決定された事実の総体とする説、③請求の原因は事実の総体とする説、がある。四、二項は訴訟対

象の不変性の原則と例外を定める。不変性の原則は、訴訟が開始された後に、付加的請求、反訴請求、各訴訟参加等により変更される。それほど厳格ではない。

第五条 裁判官は、請求されたすべての事項について、また、請求された事項についてのみ裁判しなければならぬ。

注、一、裁判官は、訴訟の枠組み、即ち、当事者・当事者の資格・請求の目的・請求の原因を変更することはできないし、請求以下で又請求を超えて裁判することはできない。日本の処分主義と同じである。二、①摂理裁判官②裁判官の不注意、がこれを変更する場合がある。三、原則の緩和等 ①原則の緩和 a 潜在的請求 b 広義の請求の目的 ②訴訟法上の例外 控訴の移管の場合、実体法上の扶養義務に関する例外、がある。

第三節 事実

訴訟上の事実に関する当事者と裁判官の役割を示す。「我に事実を与えよ、しからば、汝に法を与えん」と言う法諺に忠実である。六条は当事者の事実主張責任を明らかにする。

第六条 その申立の根拠として、当事者はその基礎となる事実を主張する責任がある。

注、一、当事者は申立の根拠として、その基礎となる事実を主張しなければならぬ。処分権主義は事実に限られることを確認する。二、法規範を分析すれば、前提条件と法律

効果とに分かれる、裁判官の推論は、法律効果を大前提、事件に同一化された前提を小前提として主観的権利の承認を結論とする古典的三段論法で行われる。三、事実と法との区別は破毀院では明瞭にされず、当事者の前提条件にも問題がある。四、申立の基礎となる事実は権利の構成要件の事実であり、立証に適切な事実である。裁判官は弁論に提出されない事実をもつて判決を基礎付けることはできない。弁論の資料中、裁判官は当事者が基礎付けるために特に援用しなかつた事実でも顧慮することができる。

第七条 裁判官は、弁論に提出されない事実をもつて判決を基礎付けることはできない。

弁論の資料中、裁判官は、当事者が申立を基礎付けるために特に援用しなかつた事実でもこれを考慮に入れることができる。

一注、一、裁判官は弁論に提出されない事実をもつて斟酌することができない、又、私知を禁止している。弁論に提出する当事者の権利を制限することによって、裁判官が関係ない事実に心を奪われないようにしている。二、二項は、法は裁判官に、事実は当事者にとり言う法諺を緩和している。裁判官は申立において特に援用されなかつた理由を汲み取ることは裁判官に許される。①処分主義についての判例は、請求の不適理由は変更されていないことや請求の原因も訴訟・紛争の範囲も変更されていないとして、処分権主義による制限を示している。②対審の原則について、裁判官は法律上、事実上の説明を行なうよう

(四四二条)、又、裁判官は当事者に要求された法律上又は事実上の説明について、対審的に弁明する機会が未だ与えられない場合に、必ず弁論の再開を命じなければならない。(四四四条)。

第八条 裁判官は、紛争の解決に必要なと認めるときは、事実の説明を提出しよう当事者を促すことができる。

注、一、本条と二三条は釈明についての原則的説明である。その内容は四四二条、七六五条二項、八四四条等に具体化されている。裁判官に積極的態度を求められている。裁判官は法律上認められるすべての証拠調べを職権で命じることができる。二、本条の意味について、裁判官は真実探究に自ら出発するのではなく、真実を示すよう当事者を促すのみであるとする見解がある。

第四節 証拠

注、本節は証拠に関する基本的な原則を定めている。仏法では証拠法は民法と民事訴訟法とに分かれて規定されている。本法典では証拠の提出(一三二条以下)が取り上げられている。提出面での裁判官の権限の強化と裁判の主導が規定されている。

第九条 その申立の認容のために必要な事実を法律の定めるところにしたがって証明す

ることは、当事者の負担とする。

注、一、本条は当事者の提出責任を明らかにする。当事者はその申立の認容のために、必要な事実を主張するとともに、それを証明しなければならぬ。当事者が適用される法規について説明の必要はないが、外国法・慣習法は問題がある。二、どの様な事実が立証の対象になるのかについては、a 事実が争われていること、b 事実が法律上事実上真実とみなされていないこと、c 事実について立証が禁止されていないこと、d 事実が認容的なるものであること、である。当事者間で争いのない事実は証明の必要はない。三、本条は法律要件分類説に立っていると思われる。

第十条 裁判官は、法律上認められる、すべての証拠調べを職権で命じる権限を有する。

注、一、本条は職権証拠調べについての原則的規定である。旧法時代の判例の発達を示すものとなっている。尚、裁判官は職権で書証の提出を命じることはできない（十一条）。本条規定の証拠調べは新しいものではない。二、従来の証拠調べは無制限なものでなく、次の二つの方向であった。①不十分な証拠調べの補充、証明が全然行われなかったのではなく、請求又は抗弁が完全に証明されていない場合、職権による補充宣誓が認められ、不十分な鑑定に職権による補充宣誓が認められた。②無効の救済など当事者の無効を救済する証拠調べとされていた。

第十一条 裁判官が（当事者の）懈怠又は拒絶からすべての結論を引き出すことは別として、当事者は証拠調べに協力する義務がある。

当事者が証拠の資料を所持する場合には、裁判官は、他の当事者の申請に基づき、必要ならば間接強制をもってそれを提出することをその者に命じることができる。裁判官は当事者一方の申請に基づき、必要ならば間接強制をもって正当な障害事由がない限り、第三者により所持されるすべての証拠書類の提出を求め、又はそれを命じることができる。

注、一、本条の規定は民法第十条「何人も真実の発顕のために司法に協力しなければならない」に基礎をもつ。二、この義務が法律上要求されたときに、正当な理由がなくてはこれを免れようとする者は、必要ならば間接強制又は民事罰金をもって義務を果たすよう強制することができる。ただし、損害賠償はこのために妨げられない。二、司法の利益において裁判官が命じる証拠調べに当事者は協力しなければならない。当事者に協力義務がある反面、裁判官は懈怠又は拒絶からすべての結論を引き出すことができる。裁判官は職権で強制参加を命じることができるかについて争いがあるが、本法典は肯定的である（三三二条）（強制参加の制度は日本法にはない。仏国では多く利用されている）。三、本条二項は、当事者に対する証拠提出命令及び第三者に対する文書提出命令を規定している。

第五節 法

事実が当事者に帰属する反面、法は裁判官の所有物である。この考え方を基礎に、法に関する裁判官と当事者との役割を明らかにしている。

第十二条 裁判官はそれに適用される法の規定にしたがって紛争を解決する。

裁判官は、当事者がそれについて提出した呼称にかかわらず、係争事実及び文書に正確な性質決定を与え、又は、これを修正しなければならぬ。

裁判官は、当事者によつて援用された法的理由がどのようなものであれ、純粋に法律上の攻撃防禦方法を職権で考慮することができる。

ただし、裁判官は、当事者が、明示の合意により、かつ、自由に処分できる権利に関して、欲する性質決定又は法的観点に弁論を限定することによつて裁判官を拘束する場合は、呼称又法的理由を変更することはできない。

発生した紛争の両当事者は、前項と同一事項につきかつ同一条件の下に、仲裁人として、裁判する任務を裁判官に付与することが同様に行うことができる。ただし、この場合にも、当事者は、その放棄を明確にしないならば、控訴できる。

注、一、裁判官が紛争に適用する法規の探求は複雑なかつ特殊化された制度の下で法規のすべてを裁判官に期待することは合理的でなく、鑑定人の手助けや当事者の寄与を当て

にする。次の二項、・三項は一項の規定する裁判官の任務を明確にする。一、二項は性質決定と再性質決定は裁判官にとつて義務的であるとする。当事者の法的決定に裁判官は拘束されない。三、三項は、裁判官は純粹に法律上の攻撃防御方法を職権で顧慮することはできる。一定の法規範を適用するために、当事者の主張にない事実を取り上げることが、事実と法の混合として原則として許されない。裁判官の任務として、性質の決定・再性質の決定は裁判官に義務付けられるが、純粹に法律上の攻撃防御方法を顧慮することは単なる権限として裁判官に与えられている。四、法は裁判官、にと言う建前は、当事者の意思のみならず適用されるべき規範の特殊性により修正されると、されている。a 当事者の意思により熟慮して選んだ法規範のみによつて紛争を解決しようとする場合や、b 当事者双方が、衡平によつて解決を望む場合である。いずれの場合も、二つの条件が求められる。当事者が自由に処分できる権利に関することと当事者の明示の合意があることの条件を満たすことである。五、五項で法は裁判官にと言う建前は、当事者の意思のみでなく適用されるべき規範の特殊性によつても修正される。a 外国法 法律の抵触について、仏国の規範が外国法に管轄を与えているとき、裁判官は外国法規を自発的に適用する必要はない。仏裁判官は外国の法の適用を主張する必要はない。裁判官の中立性は絶対的でない。b 慣習法及び慣習は外国法と同じである。

第十三条 裁判官は、紛争の解決に必要なと認めるときは、法の説明を提出するように当事者を促すことが出来る。

注、本条は前出八条と並んで、釈明権の規定である。当事者の申立書で展開されている複雑な理解しがたい又は混乱する法的推論を明確にするために、当事者の防御権の尊重を保障するために有用である。裁判官と当事者との対話が必要である。

第六節 对審

注、一、对審はよき司法の必要的保障をなしている。仏国の民事訴訟では、当事者が紛争・訴訟の主人であると言う考え方が伝統的に強い。裁判官の面前の口頭弁論が行なわれる对審は当事者対立を意味する。二、对審の原則は、当事者の防御権の保護のための本質的保障である。对審の原則と防御の原則は区別されないのが通常である。区別する学説がある。防御権尊重は对審の論理的帰結でしかないとする者、反対に、对審の原則は、防御権尊重の一適用でしかないとする者がある。本法は後者の立場をとる。三、对審・防御権の尊重の原則は、当事者の地位の平等に基づくのみならず衡平の原則又は自然法に基づくと理解されている。四、对審の原則は公序に属する。仲裁において、公訴権放棄の規定があっても、本原則違反とする場合、控訴は受理される。对審の原則の違反は破毀申立の理

由となる。五、対審の原則は、欠席判決、申請に基づく命令の場合、やむをえず又は、特別の必要により、緩和される。

第十四条 いかなる当事者も審問されず、又は、召喚されることなくして、裁判されることはない。

注、一、対審の原則を規定している。各当事者は自己の防御を提出するため適法に召喚される必要がある。二、原告は召喚により、被告に訴訟手続を知らせる。被告に召喚状を送達することから開始される。a 仏国に知られた住所を有しない者には検事局への送達による。b 欠席裁判は被告に送達された申立書に基づいてなされるのが原則である。三、被告には、原状回復が認められ、期間外の故障申立が許される。四、当事者は、相手方を知り、かつ、討議ができるような方法で、攻撃防御方法及び証拠を裁判所に提出する義務がある。五、対審的討議が行われるために、当事者は自己の申立を基礎付けるために、あらゆる資料を裁判官に知らせる自由をもつ。この制度を保障するために、裁判上の免責の制度が存し、この自由を尊重する必要により、審判停止の制度がある（三七八条）。この制度に対し一定の制限がある。誠実義務と節度を守る義務である。（二四四条）。六、本条は当事者に告知と審問の機会を保障する。

第十五条 当事者は、各々がその防御を準備できるように、その申立を基礎付ける事実

上の攻撃防御方法、提出する証拠資料及び援用する法律上の攻撃防御方法を適時に相互に知らせなければならない。

注、一、本条は対審の原則の中心をなす当事者の相互の義務を規定する。当事者が裁判官によつて審問される（十四条）ことは、当事者が訴訟中に使用された資料を認識しその防御を準備する義務が生じ、それを相手方に知らせる義務が生じる。二、具体的には、a 事実上の防御方法は書面により相手方に知らせる。b 証拠資料は弁論に提出される文書と証拠調べの対象になるものがある。いずれも相手方に知らせなければならない。c 法律上の攻撃防御方法は申立書により送達される。三、訴訟中の送達は適時に行なわれる。法定期間内に又は裁判官の定める期間内に行なわれる。四、本条の趣旨は、請求を理由付ける書類又はその部分の写しを呼出の執達書とともに交付しなければならない。

第十六条 裁判官は、あらゆる場合において、対審の原則を遵守させなければならない。裁判官は当事者により援用又は提出された攻撃防御方法、説明及び文書を当事者が対審的に弁論することができた場合にのみ、その裁判の基礎とすることができる。

注、一、本条は、対審の原則と裁判官の關係について規定する。訴訟当事者にとつて相手方、の策略に対すると同時に裁判官の不公平又は過失に対する保護を構成する。また、裁判官は対審の保証人として現れる。二、裁判官は対審の原則を遵守させなければならない。

い、a 裁判官は対審の原則から生じる当事者の義務の履行を監視し、その義務違反をを制裁しなければならぬ。b 裁判官は証拠調べの手續きにおいて対審の原則の遵守を監督しなければならぬ。三、裁判官は自ら対審の原則を遵守しなければならない。a 対審的な議論が行なわれなかつた裁判の法律上の攻撃防御（一二条三項）につき必ずしも明瞭でない。b 裁判官は事実又は法についての補足的な説明を提出するように当事者を促すことができる（八条、十三条）が、その場合、対審の原則を遵守しなければならない。c 裁判官は私知を利用することはできない。d 訴訟資料の対審な議論は書面による意見交換又は真の口頭の議論によることができる。

第十七条 当事者一方の不知の間に処分が命じられることを法律が許すか、又は、それがやむを得ず行なわれる場合には、その当事者は自己に損害を与える裁判に対し適切な不服申立をすることができる。

注、一、本条文は対審の原則と当事者一方の不知のままになされた処分（裁判）との関係について規定する。ある処分が緊急事情又は不意打ちの効果の必要性により当事者の不知のままなされることがある。例えば、申請に基づく命令がある。対審の事後的保障として裁判に対して不服申立が許される。二、旧法下で、申請に基づく命令で破棄されたものがある。

第七節 防御

注、防御の表題の下に当事者本人が裁判官に接触することができることと弁護士選択の自由を規定する。

第十八条 当事者は、代理が義務付けられている場合の留保の下で、自ら防御することができる。

注、一、一定の制限の下での本人の防御権と裁判官の審問を受ける権利を規定する。本条も対審の原則・防御権尊重に関連する。一、本条は、代訴士により補佐される当事者は、本人自身で防御することができる。

第十九条 当事者は、法律が許容し又は命じるところにしたがって、代理させるためであるいは弁論に出席させるために、自己の弁護人を自由に選ぶことができる。

注、一、弁護士選択の自由を規定する。二、当事者は大審裁判所では弁護士により、控訴裁判所では代訴士により強制的に代理されなければならない。控訴裁判所では強制代理によらない手続が行なわれることがある。三、代理するとは、当事者の名で訴訟行為（文書）を作成・提出することを含み、主に申立書の提出を目的とする。

第二十条 裁判官は常に当事者本人を審問することができる。

注、当事者を尋問する裁判官の権限について規定する。第十八条にも規定があるが、裁

判官側の権限を認めることに意義があるとされる。

第八節 和解

第二十一条 当事者を和解させることは、裁判官の職務に属する。

第九節 弁論

第二十二条 弁論は公開とする。ただし、法律が評議部で行われることを要求し又はそれを許容する場合は除く。

第二十三条 裁判官は、両当事者が用いる言語を知っている場合には、通訳者に依頼する義務はない。

第十節 節度を守る義務

第二十四条 当事者は、司法に対してしかるべき敬意を払わなければならない。

裁判官は、違反の重大性に応じて、職権にても、法廷命令を宣言し、書面を削除し、それをひぼうと宣言し、その判決の印刷及び掲示を命じることができる。

第三部 仏新民事訴訟法典の「訴権」

基本原則については終わり、次いで、今次改正の一大問題の訴権を説明します。本法典は第二編として、原告の訴権に加え被告の訴権（独・日法にない）を初めて規定した。

第二編 訴権

第三十条 訴権とは、申立者が、裁判官によるその当否の判断を求めて、申立の理由につき審問を受ける権利である。

相手方にとつて、訴権とはこの申立の理由付けを争う権利である。

注、一、これは訴権の定義である。二、本条に比較的近い見解は、訴権とは、私人が権利及び正当な利益の尊重を獲得するために認められた、裁判所に向けられた個々人の権利であるとしている。権利と訴権の異同が問題になる。訴権のない権利として自然債務が挙げられる。三、仏国で立法化に批判があるのはやむをえないとされている。

第三十一条 訴権は、申立の成否について正当な利益をもつすべての者に与えられる。ただし、ある申立をなしあるいは争い、若しくは一定の利益を守る資格を特定人に認めることにより、法律が訴訟をする権利をその者にのみ付与している場合はこの限りではない。

注、一、訴訟受理のための、原告側の条件として重要なものは、利益と資格である。この利益と資格は被告、当事者参加（第三者参加）にも要求される。二、しかし、利益と資格は訴訟の基礎に関係する、訴訟上特殊な地位を占める。利益は違法なものではならず、資格は侵害された権利と訴訟を結合するものであるとしても、資格の問題となる権利侵害と訴訟の関係の中に、当然原告の利益の正当性が入りこむとされている。三、本条は実務を前提としていとされる。

第三十二条 訴訟をする権利を奪われた者による、又はそのものに対する申立は受理されない。

以上の解説は、谷口・若林・上北・徳田著「注釈フランス新民事訴訟法典」法曹会（昭和五十三年刊）を参照しました。

以上のように、裁判制度・民法とともに仏民事訴訟法の日本法に与えた影響は大きなものがあります。唯、仏民事訴訟法の研究者が少ないのが残念です。ご清聴有難う御座いました。

（弁護士、元近畿大学教授）